

市・県民税の減免

問 税務課市民税係 ☎95-9878

以下のいずれかの条件に該当する人は、令和5年度の市県民税が減免になります。

▼2023年1月2日以降に死亡した納税義務者のうち2022年中の合計所得金額が500万円以下の人（市県民税全額減免）

▼2023年中の所得が2022年中の所得より著しく減り生活が困難になった人（市県民税所得割額の2分の1減免）

対 2022年中における合計所得金額が500万円以下で同一生計配偶者又は扶養親族がいる人で、次の理由により2023年中の合計所得金額見込みが2022年中の合計所得金額の2分の1以下に減少すると認められる人

対象	必要書類
負傷、疾病により長期間（90日以上）働けない状態の人	医師の診断書
失業した人（定年や自己の都合による退職は該当しない）	雇用保険受給資格者証、会社が発行する退職証明書（住所、氏名、生年月日、雇用期間、退職理由の詳細を記載）、解雇・雇止通知書など
倒産した人	倒産の分かる書類など

▼2022年12月31日時点で勤労学生で以下に該当する人（市県民税全額減免）

対 自己の勤労に基づく給与所得などがあり、合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の人

※勤労学生の対象となる学校については問い合わせてください。

必要書類 2022年12月31日時点で学生であることを証明する書類

▼注意

減免の対象となる市県民税は、納期限未到来分で、かつ未納分に限りません。すでに納期限が到来したものや納付したものは、減免の対象となりません。該当する人は、納期限前かつ納付前までに必ず申請をお願いします。

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

問 こども課育成支援係 ☎95-9886

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

支給対象者

		対象者	対象児童
ひとり親世帯	申請不要	2023年3月分の児童扶養手当受給者	2004年4月2日～2023年2月28日に生まれた児童
	申請が必要	公的年金などを受給していることにより、2023年3月分の児童扶養手当が支給停止となっている人（受給年金額が児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人） 食費等の物価高騰などの影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になっている人	2005年4月2日～2024年2月29日に生まれた児童
その他の世帯	申請不要	令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給した人	2004年4月2日～2023年2月28日に生まれた児童
	申請が必要	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税者と同じ水準になっている人	2005年4月2日～2024年2月29日に生まれた児童

※対象児童について、障害児は20歳未満までです。

支給額 児童1人につき5万円

※ひとり親世帯分の支給を受けた人は、その他の世帯分の支給を重複して受けることはできません。

申請方法 申請が必要な人は、申請書と必要書類を2024年2月29日(木)までに直接こども課育成支援係

※申請が不要な人には、5月下旬に支給のお知らせを送付しています。